

**令和7年度いわてで生み育てる県民運動の
広報に係る企画運営等業務**

業務仕様書

令和7年7月

**岩手県保健福祉部
保健福祉企画室**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年度いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務の概要

（１）業務の名称

令和 7 年度いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営等業務

（２）委託する業務の概要

岩手県では結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、地域社会が一体となって安心して子どもを生み育てる環境づくりに取り組む機運を醸成するため「いわてで生み育てる県民運動」を推進しており、県民運動に関係する県の取組等の広報及び企業向けセミナーの運営等を実施する。

（３）委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

イ 予算額

5,226,000 円以内（税込）

（４）委託業務内容

ア 若者に向けた県の取組等の情報発信【必須】

結婚、妊娠・出産、子育てに関する当事者である岩手県内の 20 代から 30 代の男女をターゲットに、県の取組等下記事項について、情報の内容やターゲットに適したメディアを活用したうえで、目的に沿った広報を行うこと。

- | |
|---|
| ① 若い世代がライフプランを検討する際の副読本として県が作成したデジタルブック「JIBUN VISION」及び県が委託し実施しているライフプランセミナーの認知度向上及びセミナー受講者数の増加
（参考： 岩手県 - JIBUN VISION 、ライフプランセミナー
http://nls.ikiiki-iwate.com/data/annai_250428.pdf ） |
| ② 県内 30 市町村が実施する「結婚新生活支援事業」の認知度向上及び申請促進
（参考： 岩手県 - 結婚新生活支援事業 ） |
| ③ 県内の市町村等が取り組んでいる「産後ケア」に関し、提供されているサービスの内容紹介等を通じた認知度の向上及び利用者数の増加（取り上げる具体的な市町村や取組については、県と受託者で協議の上、決定するもの。）
（参考： 産後ケア事業／奥州市公式ホームページ ） |
| ④ 県内に所在する「遊び場」の認知度向上及び利用者数の増加（取り上げる具体的な施設については、雨天等でも活用できる屋内遊び場を中心に、県と受託者で協議の上、決定するもの。）
＜例＞
①いわて子どもの森（一戸町）
②きたぎんボールパーク（盛岡市）
③こども家庭センターDACC（大船渡市）
④とぴあ子ども期の空間木製遊具 TOMOK（遠野市）
⑤子育て支援センター（盛岡市アイーナ） 等 |

- (ア) SNS やインフルエンサーの活用、各種広告媒体の活用など、効果的なプロモーションを展開すること。
- (イ) 企画、制作、放送、経費支出等までの一連の業務を行うこと。
- (ウ) 下記 SNS の活用を提案する場合、下記アカウントを利用すること。
 - ・X(旧 Twitter) : [いわてで生み育てる県民運動 \(@iwate_yurikago\)](#)
 - ・Facebook : [いわてで生み育てる県民運動](#)
- (エ) 映像を制作する場合、県がその目的を達成するための範囲内において、県主催イベント等での放映等の二次利用が想定されるため、出演者の肖像権やBGM等に関する著作権等の権利関係の処理を行うこと。
- (オ) 映像撮影に伴い、法令等に基づく許認可、届出等が必要となる場合は、必要な手続きを行うこと。

イ 県内企業に向けた県の取組等の情報発信【必須】

- (ア) 結婚、妊娠・出産、子育てに関する当事者である 20 代から 30 代の男女を雇用する県内企業（経営者及び管理職）をターゲットに、「いわて子育てにやさしい企業等の認証制度（参考：[岩手県 - 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証](#)）」、「いわて女性活躍認定企業等の認定制度（参考：[岩手県 - 「いわて女性活躍認定企業等」の認定](#)）」の周知及び企業の認証等の取得促進を目的に、情報の内容やターゲットに適したメディアを活用したうえで情報発信を行うこと。
- (イ) その他の条件は、上記 1（4）アと同様とする。

ウ 企業向けセミナーの運営及びアーカイブ動画等の配信【必須】

県内企業向けのセミナーの実施にあたり、下記事項を実施すること。

(ア) セミナー概要

①参加対象

県内企業の経営者、管理職を想定

②開催方法

対面開催及びオンライン配信（zoom を想定）の併用

③開催日時

検討中

(イ) セミナーの運営に係る業務について

- ・ 参加企業の募集・申込管理（周知用のフライヤーデータの作成を含む）、当日のオンライン配信（機材の準備を含む）、会場使用料の支出及び講師謝金等の支出に関する一切の事務を行うこと。なお、具体的な内容については事前に県と協議すること。
- ・ 講師及び会場の選定、当日の運営マニュアルや進行表等の作成、司会の手配等、上記以外の事項については、県が実施する。
- ・ 会場使用料及び講師謝金等の支出に要する経費については、105,000 円（税抜）で積算すること。

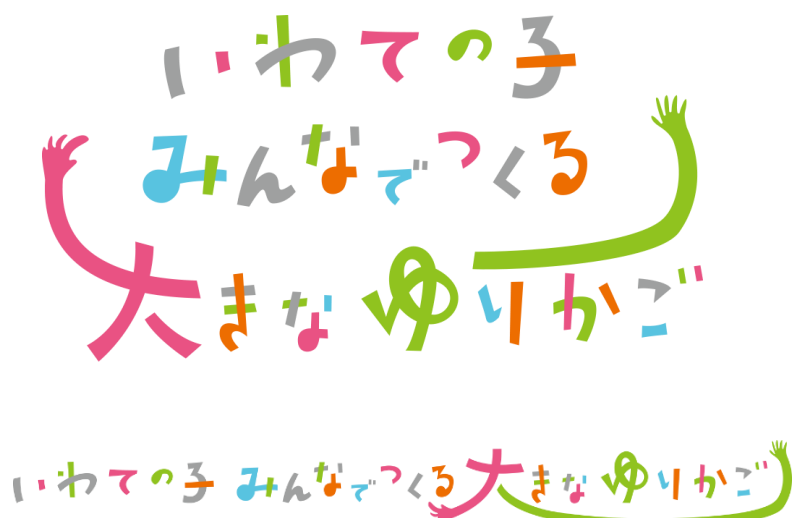
(ウ) アーカイブ配信に係る業務について

- ・ セミナーオンライン配信した映像を、県が YouTube 等によりアーカイブ配信するために必要な状態に加工したうえで、データを納品すること。

エ その他特記事項

県民運動のキャッチフレーズ「いわての子 みんなでつくる 大きなゆりかご」及びロゴマークを活用すること。

【ロゴマーク】



2 成果物

(1) 業務報告書

- ・ 業務完了後に、紙媒体2部及び電子ファイル（PDF形式）を提出すること。
- ・ 広告を実施した場合、実績証明ができる書類を添付すること。また、WEB広告を実施した場合は、広告効果等の測定・分析を含めること。

(2) 動画データ

- ・ 映像作成を行った場合は、県がダビング、編集できる動画データを提出すること。

3 業務にあたっての留意事項

(1) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

(2) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできないものとする。
- イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進ちょく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために 必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1) イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記4(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者(再委託を含む)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者(再委託先を含む)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)等を遵守しなければならない。

(6) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。

その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(7) 必要な許認可・許諾等

本業務の実施に必要な許認可や取材先への申し込み等の事務手続きは、全て受注者が行う。